

重要事項説明書（介護予防通所リハビリテーション）

<令和7年9月1日現在>

（１）事業所の名称等

名称・法人種別	医療法人財団 公仁会
代表者	山崎 悟
所在地・連絡先	松江市鹿島町名分243-1
	(電話) 0852-82-3051 (FAX) 0852-82-3064

（２）施設の名称等

施設の名称	医療法人財団公仁会 鹿島病院
施設の所在地	島根県松江市鹿島町名分243-1
都道府県知事指定番号	3211110857
管理者の氏名	坂之上 一史
連絡先	TEL 0852-82-2637 FAX 0852-82-2639
営業日	月曜日～土曜日（但し、12月30日から1月3日を除く）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～15：35
利用定員	45名（一体的にサービス提供を行う指定通所リハビリを含む）
サービス提供地域	松江市（島根町、宍道町、玉湯町、八束町、八雲町、美保関町、東出雲町を除く）

（３）職員の職種、人員及び、職務内容

職種	人員	職務の内容
管理者（医師兼任）	常 勤1名	病院及び通所リハビリテーションと兼務 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
医師	常 勤5名 非常勤1名	病院及び通所リハビリテーションと兼務 医師は、利用者の健康管理およびリハビリに関する事項、指示等を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	非常勤 9名	介護予防通所リハビリと兼務 訪問看護、訪問リハビリと兼務 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、利用者のリハビリテーション指導、訓練等を行う。
看護職員	常 勤2名 非常勤1名	介護予防通所リハビリと兼務 看護職員は、利用者の健康管理及び適切な処理等を行う。
介護職員	常 勤5名 非常勤5名	介護予防通所リハビリと兼務 介護職員は、利用者の介護・リハビリテーションの補助等を行う。
歯科衛生士	非常勤1名	病院及び介護予防通所リハビリと兼務 歯科衛生士は、口腔清掃の指導・実施を行う。
管理栄養士	非常勤1名	病院及び介護予防通所リハビリと兼務 管理栄養士は、栄養・食事相談等の栄養管理を行う。

2. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

医療法人財団公仁会鹿島病院は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対して医師及び理学療法士、作業療法士その他従業者（以下「医師等の従業者」という。）が、適正な介護予防通所リハビリテーションを行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

1. 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる医師等の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上を行い、また利用者の生活意欲を高め、利用者の自立支援の可能性を最大限引き出す支援を行う。
2. 介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、利用者の心身状況等の把握を行い、サービス提供の目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握を行い、その結果を当該指定介護予防支援事業者へ報告を行う。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - ①事業所は、虐待防止のための対策を検討する法人に設置した身体抑制委員会に参加する担当者からその内容について情報を収集し、周知徹底を図る。
 - ②事業所における虐待の防止のための指針、マニュアルを遵守し実践する。
 - ③職員に対して虐待の防止のための研修を年2回以上実施し、研修を適切に実施するための担当者を置く。
 - ④担当者は、法人に設置している身体抑制検討部会の構成員である在宅サービス部職員がその任に当たる。

3. サービスの内容

介護保険給付によるサービス

食 事	利用者様の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴又は清拭を行います。入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の個別リハビリ訓練により利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。
栄養改善	管理栄養士が栄養・食事相談等の栄養管理を行います。
口腔ケア	歯科衛生士が口腔清掃の指導・実施を行います。
レクリエーション	楽しむ要素も入れながら、心身機能の維持改善に寄与する各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者様とその家族様からのご相談に応じます。
送 迎	御自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

*その他、自立支援に向けた介護サービスの提供を行いません。

4. 利用料金

(1) 利用料

ア 通所リハビリテーション利用料

基本料金	1ヶ月当たりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額 (1割負担の場合)
要支援1	22,680円	2,268円
要支援2	42,280円	4,228円

イ 付加サービスの利用料

栄養改善加算(月1回)	2,000円	200円
低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者様に対して、栄養改善サービスを実施した場合に算定します。		
口腔機能向上加算	1,500円	150円
口腔機能が低下またはそのおそれがある利用者に対して、口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200円(6月に1回限度)	20円(6月に1回限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50円(6月に1回限度)	5円(6月に1回限度)
(Ⅰ) 利用開始時または6月ごとに利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、担当の介護支援専門員へ報提供を行った場合に算定します。 (Ⅱ) 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを介護支援専門員へ情報提供し、利用開始時または6月ごとに栄養状態について確認を行い、低栄養状態の場合は介護支援専門員へ情報提供を行った場合に算定します。		
栄養アセスメント加算(月1回)	500円	50円
利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定します。		
一体的サービス提供加算(月1回)	4,800円	480円
運動器機能向上サービスと栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に提供した場合に算定します。		
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	7,000円	700円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日)		
要支援1	880円	88円
要支援2	1,760円	176円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1日)	所定単位数×86/1000×10円	左の金額×1/10の額
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、労働環境の改善を行っているなど一定の要件を満たしている事業所が算定できる加算です。		
中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所加算(1日)	所定単位数の5/100×10円	左の金額×1/10の額
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを提供した場合	要支援1 ▲1,200円	▲120円
	要支援2 ▲2,400円	▲240円

* 上記ア、イの介護保険の法定費用に関し、自己負担額は介護保険負担割合証の負担割合によって異なります。

ウ その他の費用

食事提供費(おやつ含む)	850円
食材料費(キャンセル料)	630円(利用前日の16:00までに休みの連絡がない場合)

エ 介護保険の介護区分認定中に利用され、死亡等の理由で利用が中止された場合

介護保険証に記載する有効期限が死亡月の月末までの場合は、その介護保険証に記載する介護区分によって請求を行います。

有効期限切れの方がサービス利用中にお亡くなりになった場合には、有効期限が切れる前の介護保険証に記載する介護区分により上に記載するア、イの1月当たりの利用料金、ウの合計金額をご負担していただくようになる場合がございますので、よろしくお願いいたします。また当該事例が発生した場合は松江市役所の介護保険担当課にご相談ください。

5.当施設ご利用の際にご留意いただく事項

(1) サービスの開始は申請の受付後、医師の診察等所定の手続きを経て決定する。

(2) 利用時間の行動は従事者の指示に従い、危険な行為、他利用者への迷惑行為等を行わないこと。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	敷地内は全面禁煙です。
現金・所持品の管理	紛失等当院では責任を負いかねますので、各自で管理をしてください。貴重品の持ち込みはお断りします。金銭貸借の行為は禁止します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
携帯電話の使用	施設内の所定の場所にてお願い致します。
第3者評価の実施	実施していません。
各種会議の実施について	感染症防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施する場合は利用者様に同意を得た上で行います。

6.苦情等窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 板垣 陽介 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30 受付先 (電 話) 0852-82-2627 直接の場合は鹿島病院または意見箱を外来受付前に設置しております。
松 江 市	健康福祉部介護保険課事業所管理係 連絡先 (電 話) 0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	審査第2課 介護保険係 介護サービス 苦情相談窓口 連絡先 (電 話) 0852-21-2811

- (1) 苦情があった場合は、ただちに担当者が利用者または家族と連絡を取り直接伺う等して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- (2) 担当者が必要であると判断した場合、事業所として検討会議を行います。
- (3) 検討の結果、特別な事情がない限り翌日までに具体的な対応をします。
- (4) 苦情に関する記録を台帳に保管し、再発予防に努めます。

7.非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「鹿島病院 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「鹿島病院 消防計画」にのっとり年2回の消防避難訓練を行います。
防災設備	各部屋スプリンクラーを完備しています。

8.緊急時及び事故対応

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の使用に関する同意書」により説明の上、同意を頂戴します。サービスの提供を通じ収集した情報は、「個人情報の使用に関する同意書」でお示しする目的以外に使用することはありません。またその秘密は、職員の退職後も、またサービスの提供が終了した後も守秘致します。

10. 利用者の安全等確保のための対応について

(1) 営業日の休業中止、中止について	異常気象や、感染症の蔓延など、営業を行う事や又は継続することで、利用者の安全や健康面に悪影響が生じる危険性がある時は、管理者の許可の上、営業日を休業とすること、又はサービス提供の途中であってもその時点でサービスを中止することができることとします。
(2) 認知症に係る取組みについて	研修の受講状況、取り組み状況について介護サービス情報公開制度において公表しています。
(3) 人権擁護・虐待防止のための措置について	利用者様の人権擁護、虐待防止の観点から担当者を定め、マニュアルの整備と委員会の開催及び研修会を実施し防止に努めます。 担当者 板垣 陽介
(4) 業務継続計画の作成等について	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 事業所の取組みについて

衛生管理について	事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じ、研修及び訓練を定期的に実施します。
(1) ハラスメント対策について	適切な指定通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、別途法人の定めるハラスメント防止規程に基づき対応します。